

聖山公園遺跡（市遺跡番号173）調査風景

序 文

宇都宮市は、『市民憲章』に明記されているように“恵まれた自然と古い歴史に支えられ、二荒の森を中心に栄えてきた”町です。

当教育委員会では、本市の長い歴史の中で生みだされた郷土の先人の貴重な遺産である文化財を保護・保存するだけに止まらず、その活用を図るべく積極的な文化財行政を展開してまいりました。

特に、近年は埋蔵文化財を重視する立場を一層鮮明にすると共に、埋蔵文化財関係事業の充実に努めているところであります、この報告書もその具体的な現れの一つです。

埋蔵文化財保護行政を強化するためには、なによりも精度が高い調査を実施し、市内の遺跡の分布状況を把握する必要があります。

そこで、当委員会では昭和53年度から5カ年計画で、栃木県遺跡台帳（栃木県教育委員会編集発行）を基礎資料にした遺跡詳細分布調査を実施しました。

この5年間の調査概要をまとめたものが本報告書であり、調査によって確認された遺跡地361カ所について掲載したものです。

分布調査は、最善を尽くして実施いたしましたが、「埋蔵文化財」という文字の通り多くが土中に埋れており、これらの遺跡を完全に把握することは至難なことですが、隨時調査を進め、より精度の高いものにいたすつもりです。

しかし、本報告書は、一応、現時点の埋蔵文化財保護行政を進めるうえでの基本資料として対応し得るものと考えております。

本報告書が、各種開発関係者及び研究者の方々、さらには市民の皆様に御活用いただき、埋蔵文化財に対する一層の御理解と御協力を得られれば幸いです。

末文になりましたが、本調査を御支援いただきました文化庁及び栃木県教育委員会、また実際の調査を引き受けさせていただいた調査団の先生方、さらには御協力をいただいた関係各位に対しまして厚くお礼申し上げます。

昭和58年10月

宇都宮市埋蔵文化財等遺跡詳細分布確認調査責任者
宇都宮市教育委員会 教育長 後藤一雄

発刊に際して

文化財、取分け埋蔵文化財－遺跡・遺物－の保護は、緊急かつ全てに優先する重要施策の一つであることは多言を要しない。そして“埋蔵文化財を開発から守れ”とは、官民共通の合言葉として定着した観があるが、現実はこれと裏腹に急激な地域開発の進行という厚い壁に遮られ、年次を追って幾多の遺跡が湮滅していることは事実である。つまり、破壊を半ば前提とした大規模開発に伴う記録保存調査は、今や本県はもとより全国的に流行している。これは誠に憂慮すべき事態というほかない。破壊を公的に容認する“記録保存調査”という大義名分的な美名を、関係機関はもとより研究者はもう一度原点に戻って、冷静に考える必要があろう。麻痺した物の考え方ほど恐るべき凶器はない。

このような趨勢の中で、宇都宮市教委は国庫・県費の補助を得て、昭和53年から5カ年を要して遺跡の徹底的な悉皆分布調査を実施し、ここに埋蔵文化財の戸籍簿とも称すべき大冊『宇都宮の遺跡』を刊行した。この快挙に敬意を表したい。というのは、既刊行のこの種の遺跡地図には誤記や遗漏が目立ち、再調査の声を耳にしていたからである。そして県都宇都宮でその範を示したことは、他に及ぼす影響を考えたとき、その価値は極めて高いことができる。かつて私は、今後、未調査地域の精査が行われたとき、遺跡数は倍加されるであろうと指摘したことがある。この予測を裏付けるように、5カ年にわたる分布調査によって、その数は361遺跡に達した。もっとも、この数は表面調査によって確認されたもので、大規模開発の主対象になりやすい山林・原野の地下に眠る遺跡は含まれていないから、これをはるかに凌駕した遺跡が存在することはいうまでもない。開発関係者はこれを念頭におき、従前に増した細心な注意と市教委との事前協議に臨んでいただきたい。また、市民各位におかれましては、本書を有効に活用され、新発見の遺跡・遺物については、積極的に市教委に通報して本書の補綴に協力していただきたい。

擲筆にあたり、調査に東奔西走し陣頭指揮に当られた小堀時蔵氏、公務の余暇を本調査に充当された諸氏、並びに本書刊行に至る間種々苦慮された市教委文化振興係の諸氏に深甚なる謝意を表したい。

昭和58年10月

宇都宮市埋蔵文化財等遺跡詳細分布確認調査団

団長 塙 静夫

目 次

序 文 教育長 後 藤 一 雄
発刊に際して 団 長 堀 静 夫

例 言

I 調査の概要	2
1 調査要項	2
2 調査団	3
3 調査カード	4
4 調査結果	4
II 埋蔵文化財と開発	6
1 宇都宮市の基本方向	6
2 念書の様式例	7
3 発掘届（土木工事等）の様式	7
III 埋蔵文化財関係法規	8
1 文化財保護法〔抄〕	8
2 史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財 包蔵地等の保護について	10
3 埋蔵文化財の取り扱いについて	11
4 大規模開発による埋蔵文化財の対策について	11
IV 遺跡地所在全図及び索引図	12
V 遺跡地所在分布図	14
VI 遺跡地解説	157
VII 遺跡地及び出土品図版	296
VIII 遺跡名索引	331
調査に参加して	副 団 長 小 堀 時 蔵
あとがき	社会教育課長 加 藤 悅 男

例 言

- 1 本報告書は、宇都宮市教育委員会が国庫補助金及び県費補助金の交付を受け、昭和53年度から57年度の5年間に実施した宇都宮市埋蔵文化財等遺跡詳細分布確認調査（以下遺跡分布調査）の結果をまとめたものである。
- 2 遺跡分布調査は、栃木県埋蔵文化財包蔵地台帳（以下県台帳）を基礎資料として、市内全域について実施した。
- 3 県台帳に登録済みで消滅した遺跡は、原則として抹消したが発掘調査等を実施した著名な遺跡については本報告書に記載した。
- 4 遺跡分布調査の結果、県台帳登録遺跡の一部を分割あるいは統合したものがある。
- 5 遺跡地には、市単位で一連の通し番号をつけ分布図、解説、図版の番号と照合させた。
なお、通し番号は原則として調査地区順にそれぞれ各地区的北からつけた。
- 6 遺跡の名称は、原則として土地に伝承されている小字あるいは字名等をついた。
- 7 遺跡の種別は、遺跡分布調査にあたった調査員の判断によったものであり、古墳と中世以降の塚等の区分は発掘調査を実施しなければ決定できない遺跡がある。
- 8 遺跡の範囲は、地表の様子や採集した土石器等により決定したものであり、遺跡に隣接する土地は遺跡に準じて扱うこととする。なお、平地林、荒地等のうち遺跡の所在条件が整っている土地であっても地表が草木や落葉等のため確認できない場所が多く、それらの土地には遺跡が存在する可能性が高いと考えられる。
- 9 遺跡分布調査のまとめは、阿久津義正・小森哲也両調査員の協力を得て社会教育課文化振興係の定岡明義・木村光男・手塚英男・梁木誠があたり、本報告書の編集は主に定岡が担当した。

I 調査の概要

1 調査要項

宇都宮市埋蔵文化財等遺跡詳細分布確認調査実施要項

1 目的

近年都市化の激しい当市において現存する埋蔵文化財包蔵地等の所在、範囲等の詳細分布確認調査を実施して、その所在を明らかにし開発関係者にその所在について事前に周知し、乱開発を未然に防ぎ埋蔵文化財等の保護保存の一助とともに、併せて一般市民の文化財に対する关心と文化財愛護思想の普及啓蒙につとめることをねらいとする。

2 実施方法

宇都宮市教育委員会が、「宇都宮市埋蔵文化財等遺跡詳細分布確認調査団」を結成し、昭和53年度から継続5か年で市内全域の調査ならびに分布図の作成を行う。なお、この事業は国及び県の補助事業であるので、国及び県の指導助言をも受け実施するものとする。また、この調査の経理及び国・県関係の事務は教育委員会社会教育課の職員があたるものとする。

3 根拠法規

文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づいて実施する。

4 調査地区

宇都宮市内全域（市内を5地域に分割）とする。

5 調査対象

集落跡、散布地、洞穴遺跡、古墳、城館跡、廃寺、窯跡、中近世高塚、その他とする。

6 調査期間

昭和53年度から昭和57年度の5か年とする。

7 調査団

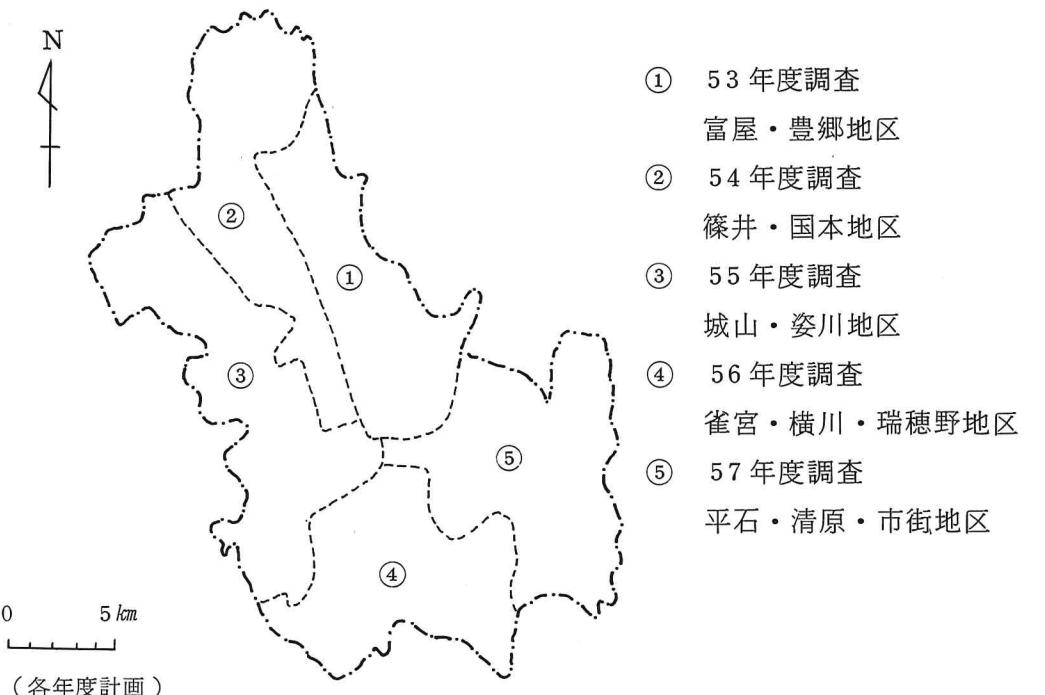
各調査年度ごとに結成する。

8 周知広報

土地立入等広く住民の協力を得るため、次の方法で調査の実施を周知する。

- ・ 市の広報紙「うつのみや」に掲載する。（6月、8月の2回）
- ・ 調査の概要をまとめたチラシを各地区の町長会議で配布する。
- ・ 報道機関を活用する。

9 調査計画



- ① 53年度調査
富屋・豊郷地区
- ② 54年度調査
篠井・国本地区
- ③ 55年度調査
城山・姿川地区
- ④ 56年度調査
雀宮・横川・瑞穂野地区
- ⑤ 57年度調査
平石・清原・市街地区

月	事 項	内 容	備 考
4	① 調査打合せ（第1回）	① 調査の概要を説明し、関係資料を配布する。 ② 資料イの遺跡の確認調査を資料ウ、エを参考にしながら実施し、資料アとオに記入する。	関係資料 ア 宇都宮市埋蔵文化財包蔵地調査カード イ 宇都宮市遺跡台帳 ウ 宇都宮市遺跡分布地図 エ 全国遺跡地図・栃木県（宇都宮） オ 2千5百分の1地形図 カ 1万分の1地形図
5	↑ ② 登録済確認跡調査	・資料アとオの提出は、8月末日とする。	
6		③ 調査打合せ（第2回）	②、④とも調査中、問題点等がある遺跡が出て来た場合は事務局に連絡する。
7		④ 未登録遺跡調査	
8	↓	④・③の調査結果を検討する。 ・④の調査の打合せ。	
9		⑤ 調査打合せ（第3回）	
10	↑ ⑥ 補足調査	④・③で問題になった遺跡については再調査を実施する。 ・②の補足調査を実施する。 ・調査結果は資料アとオに記入する。	
11		・資料アとオの提出は、1月末日とする。	
12		⑦ 採集土石器、写真の整理。	
1	↓	⑧ 全遺跡調査の結果を地図に記入する。	⑥は特に事務局との連絡を密にしながら実施する。
2			
3	↑ ⑦		
	⑧		

2 調査団

宇都宮市埋蔵文化財等遺跡詳細分布確認調査団構成				
昭和53年度 〔富屋・豊郷地区調査〕	昭和54年度 〔篠井・国本地区調査〕	昭和55年度 〔城山・姿川地区調査〕	昭和56年度 〔雀宮・横川・瑞穂野地区調査〕	昭和57年年度 〔平石・清原・市街地区調査〕
責任者：後藤一雄 (市教育委員会教育長)	責任者：後藤一雄 (市教育委員会教育長)	責任者：後藤一雄 (市教育委員会教育長)	責任者：後藤一雄 (市教育委員会教育長)	責任者：後藤一雄 (市教育委員会教育長)
團長：塙 静夫 (作新学院高等部教諭)				
團長補佐：山ノ井清人 (作新学院高等部教諭)	團長補佐：小堀時藏 (市文化財調査員)	團長補佐：小堀時藏 (市文化財保護審議委員会委員)	副團長：小堀時藏 (市文化財保護審議委員会委員)	副團長：小堀時藏 (市文化財保護審議委員会委員)
調査員：小堀時藏 (市文化財調査員)	調査員：福田操 (市文化財調査員)	調査員：高山伝治 (市文化財調査員)	副團長補佐：阿久津義正 (市立宮の原中学校教諭)	副團長補佐：阿久津義正 (市立宮の原中学校教諭)
調査員：福田操 (市文化財調査員)	調査員：阿久津義正 (市立宮の原中学校教諭)	調査員：阿久津義正 (市立宮の原中学校教諭)	調査員：小島豪市郎 (市文化財調査員)	調査員：松本文一郎 (市文化財調査員)
調査員：小森哲也 (市立宮の原小学校教諭)	調査員：小森哲也 (市立宮の原小学校教諭)	調査員：小森哲也 (市立宮の原小学校教諭)	調査員：小森哲也 (市立瑞穂野北小学校教諭)	調査員：小森哲也 (市立瑞穂野北小学校教諭)
調査員：手塙英男 (市立豊郷中央小学校教諭)	調査員：手塙英男 (市立豊郷中央小学校教諭)	調査員：手塙英男 (市立豊郷中央小学校教諭)	調査員：手塙英男 (市立豊郷中央小学校教諭)	調査員：菊池正仁 (市文化財調査員)
調査員：高梨敏朗 (市立富屋小学校教諭)	調査員：梁木誠 (市立細谷小学校教諭)	調査員：梁木誠 (市立細谷小学校教諭)	調査員：梁木誠 (市立細谷小学校教諭)	調査員：直井茂吉 (市文化財調査員)
調査員：清水昭二 (市立晃陽中学校教諭)	調査員：半田勝 (市文化財調査員)	調査員：松本笑悦 (市文化財調査員)	調査員：増渕藤四郎 (市文化財調査員)	調査員：石野一志 (市立清原東小学校教諭)
	調査員：大門茂夫 (市立篠井小学校教諭)		調査員：坂寄悦男 (市立清原南小学校教諭)	調査員：沢村栄子 (市立清原北小学校教諭)
				調査員：平石行雄 (市立清原中央小学校教諭)
				調査員：浜沢徹 (市立清原南小学校教諭)
事務局長：半田昭 (市教育委員会社会教育課長)	事務局長：半田昭 (市教育委員会社会教育課長)	事務局長：半田昭 (市教育委員会社会教育課長)	事務局長：半田昭 (市教育委員会社会教育課長)	事務局長：半田昭 (市教育委員会社会教育課長)
事務局次長：河越昌司 (社会教育課文化振興係長)	事務局次長：河越昌司 (社会教育課文化振興係長)	事務局次長：河越昌司 (社会教育課文化振興係長)	事務局次長：河越昌司 (社会教育課文化振興係長)	事務局次長：安達光政 (社会教育課文化振興係長)
事務局員：定岡明義 (社会教育課文化振興係主任主事)	事務局員：定岡明義 (社会教育課文化振興係主任主事)	事務局員：定岡明義 (社会教育課文化振興係主任主事)	事務局員：定岡明義 (社会教育課文化振興係主任主事)	事務局員：定岡明義 (社会教育課文化振興係指導主事)
事務局員：桜井敬朔 (社会教育課文化振興係主任主事)	事務局員：桜井敬朔 (社会教育課文化振興係主任主事)	事務局員：桜井敬朔 (社会教育課文化振興係主任主事)	事務局員：桜井敬朔 (社会教育課文化振興係主任主事)	事務局員：桜井敬朔 (社会教育課文化振興係主任主事)
事務局員：松沢清一郎 (社会教育課文化振興係主任)	事務局員：渡辺卓 (社会教育課文化振興係主任)	事務局員：渡辺卓 (社会教育課文化振興係主任)	事務局員：渡辺卓 (社会教育課文化振興係主任)	事務局員：渡辺卓 (社会教育課文化振興係主任)
		事務局員：木村光男 (社会教育課文化振興係主任)	事務局員：木村光男 (社会教育課文化振興係主任)	事務局員：木村光男 (社会教育課文化振興係主任)
				事務局員：手塙英男 (社会教育課文化振興係主任)
				事務局員：梁木誠 (社会教育課文化振興係主任)

注()は当該年度の職名

3 調査カード

(表)

宇都宮市埋蔵文化財包蔵地調査カード

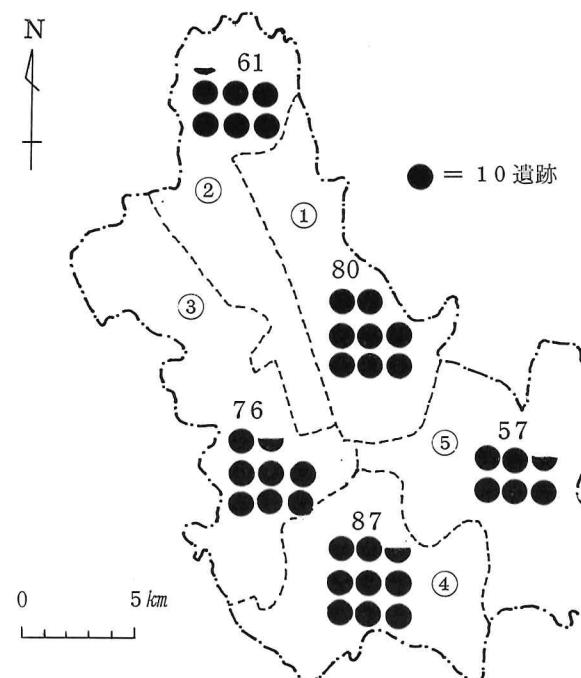
種別		名 称		時代	先・繩・弥・古・飛・奈 平・鎌・南・室・安江	No. No.
所在地				指 定		
土地所有	国・公()・民	現 状		地 図	価 値	I・II・III
遺跡の概要	立地 範囲 形態 時代 遺構 特徴 その他			出 土 品		
文 献	調査年月日 昭和 年 月 日 調査員 調査年 明・大・昭 年 所蔵・保管場所 補充カード 有・無 枚					

(裏)

位 置 図	遺 跡 略 図
写 真	

4 調査結果

(1) 遺跡地件数



- ① 53年度調査
富屋・豊郷地区
- ② 54年度調査
篠井・国本地区
- ③ 55年度調査
城山・姿川地区
- ④ 56年度調査
雀宮・横川・瑞穂野地区
- ⑤ 57年度調査
平石・清原・市街地区

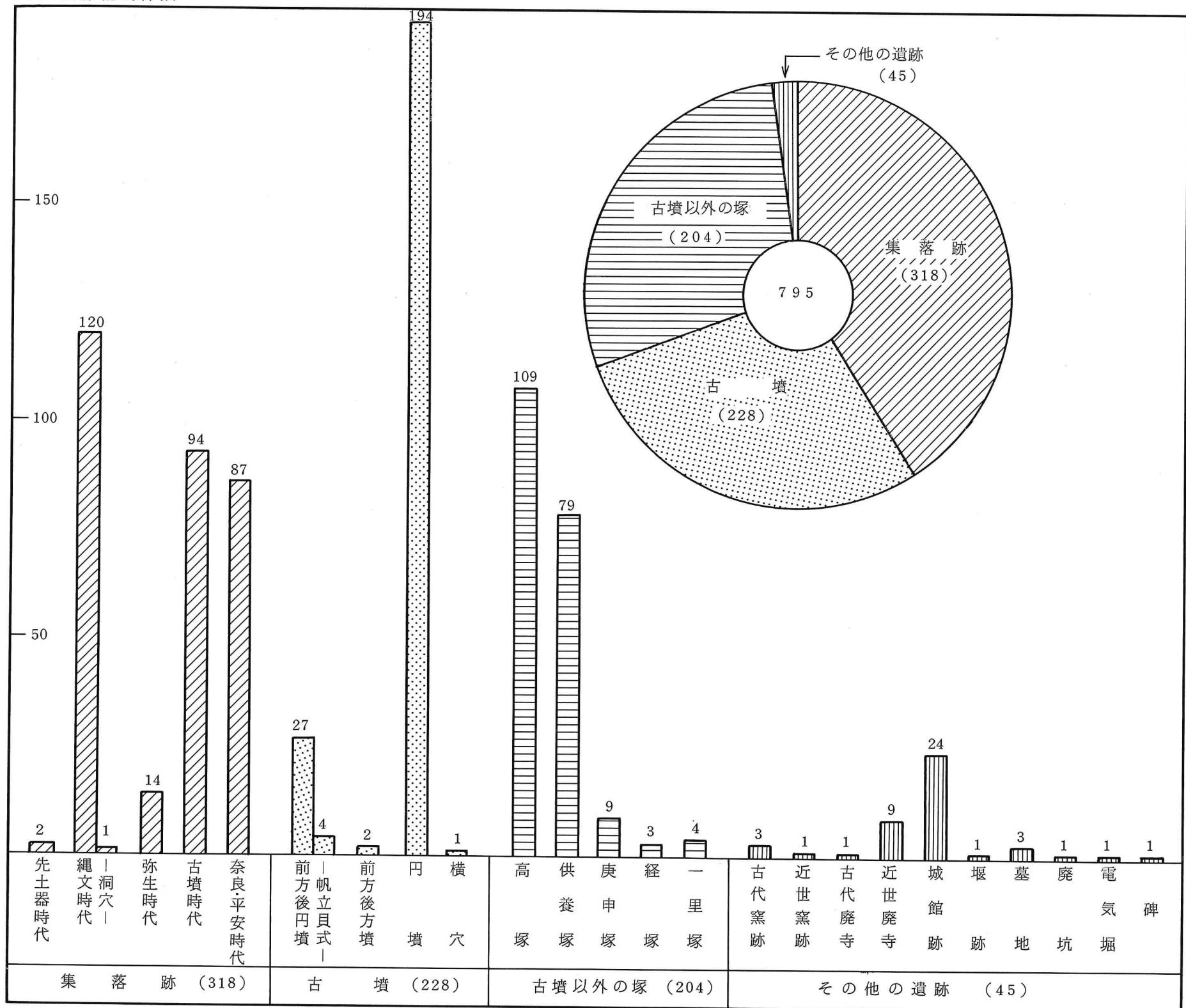
区 分	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	計
縄文～平安時代の集落跡	40	28	44	47	23	182
古墳及び古墳群	13	12	16	31	17	89
城跡及び館跡	5	5	4	4	5	23
寺院跡	5	3	1	1	0	10
中近世の高塚	9	9	8	4	12	42
その他の	8	4	3	0	0	15
計	80	61	76	87	57	361
栃木県登録済遺跡	19	12	36	69	27	163
今調査発見登録遺跡	61	49	40	18	30	198

注 1 栃木県登録済遺跡のうち、確認できなかったもの及び消滅してしまったものは原則として除外した。

2 栃木県登録済遺跡のうち、遺跡を分割したものあるいは統合したものがある。

3 複合遺跡の場合は、区分上どちらか一方に入れた。(たとえば、古墳と集落の複合する場合は、古墳の方に入れた。)

(2) 遺跡種別件数



(3) 指定史跡件名一覧

区分	種別	件名
国指定	洞穴	大谷寺洞穴－大谷町－
城跡	飛山城跡－竹下町－	
県指定	古墳	笹塚古墳－東谷町－ （前方後円墳） 塚山古墳－西川田町－ （ “ ） 塚山西古墳－ “ － （帆立貝式） 塚山南古墳－ “ － （ “ ） 大塚古墳－上戸祭町－ （円墳） 長岡百穴－長岡町－ （横穴）
市指定	墓地	妙哲禪師墓－徳次郎町－
市指定	古墳	宮下古墳－瓦谷町－ （前方後円墳） 同陪塚5基－ “ － （円墳） 権現山古墳－岩本町－ （前方後円墳） 雷電山古墳－ “ － （ “ ） 竹下浅間山古墳－竹下町－ （ “ ）
市指定	館跡	刑部城跡－東刑部町－
市指定	墓地	戸田氏墓－花房本町－ 芳賀氏墓－竹下町－ 樋爪氏墓 －大通り5丁目－
市指定	塚	おしどり塚－一番町－
碑	蒲生君平勅旌碑 －花房3丁目－	

II 埋蔵文化財と開発

1 宇都宮市の基本方向

埋蔵文化財の保護と開発に関する基本方向

(昭和 56 年 8 月 28 日)
宇都宮市教育委員会

『文化財保護法』が公布されてから、すでに 30 余年が経過しているが、文化財の保護は万全とはいえない現状である。

特に、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）の保護については、開発とのかねあいで、まことに憂慮すべき事態にある。

この現状に対応し、埋蔵文化財を保護するためには、行政側のみならず開発側の理解と協力が不可欠である。

そこで、本市内の埋蔵文化財包蔵地を開発により、やむをえず現状変更する場合は、『文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）』を基本とし、『史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について（昭和 39 年文委記第 14 号）』、『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について（昭和 56 年府保記第 17 号）』等の主旨に沿って、次のような基本方向を定める。

1 埋蔵文化財の保護と開発事業

埋蔵文化財包蔵地に開発事業の施行計画がある場合は、原則として次のように取り扱うものとする。

- (1) 開発事業の当該計画から除外するものとする。
- (2) 開発事業地区に含めるが、何らかの方法で保存を図るものとする。
- (3) 現状変更せざるを得ない土地については、発掘調査を行って記録に残すものとする。

2 開発事業に伴う発掘調査の経費について

開発事業により、やむをえず埋蔵文化財包蔵地の発掘調査等をする場合の経費は、原則として開発事業者（原因者）の負担とし、具体的には、次のように取り扱うものとする。

- (1) 発掘調査、発掘調査に至るまでの事前準備及び発掘調査後の報告書の作成等諸整理にかかる経費一切を原因者の負担とする。

(2) 本市が原因者となる場合、前号の経費は、当該事業関係予算により措置する。

3 事務手続きについて

埋蔵文化財包蔵地をやむをえず現状変更する場合は、原則として次のような事務手続きを行うものとする。

- (1) 原因者は、埋蔵文化財の取り扱いに関する『念書』を、市教育委員会に提出する。
- (2) 原因者は、市教育委員会との埋蔵文化財の取り扱いに関する事前協議を行う。
- (3) 原因者は、『土木工事等による埋蔵文化財発掘届』を市教育委員会を経由して文化庁に提出する。
- (4) 市教育委員会は、原因者の意向により、『発掘通知書』を文化庁に提出する。
- (5) 原因者は、発掘調査が終了した場合、速やかに報告書を作成し、市教育委員会を経由して文化庁に提出する。

4 留意事項

この基本方向に定めのない事項及び実施にあたって疑義のある事項については、市教育委員会と原因者が十分協議して行うものとする。

2 念書の様式例

念書

開発地域 宇都宮市〇〇〇〇〇〇
開発事業名 〇〇〇〇〇〇〇〇事業

〇〇（開発当事者名）が計画中の上記の開発にあたっては、文化財保護法の趣旨に従い、下記の通り処置することを確約します。

記

1 確約された次の埋蔵文化財包蔵地については、現状保存する。

添付書類(2)開発地域内遺跡位置図の〇〇〇

2 確認された次の埋蔵文化財包蔵地については、計画上現状保存が困難なため、施行前に所定の手続きを経て調査を実施する。

添付書類(2)開発地域内遺跡位置図の〇〇〇

3 上記1, 2以外の埋蔵文化財が確認された場合は、現状を変更することなく宇都宮市教育委員会と協議し処置する。

4 調査及び工事施行にあたっては、適宜宇都宮市教育委員会の指導を受ける。

5 調査が終了後、速やかに調査報告書を宇都宮市教育委員会に提出する。

6 調査に要する一切の経費は、〇〇〇〇（開発事業者名）負担とする。

7 添付書類

(1)開発地位置図 (2)開発地域内遺跡位置図 (3)その他参考になる書類

昭和 年 月 日

宇都宮市教育委員会殿

〇〇〇〇（開発事業者住所）

〇〇〇〇（開発事業者名）印

3 発掘届（土木工事等）の様式

昭和 年 月 日

文化庁長官殿

土木工事等の主体となる者の住所
代表者 氏名 印

埋蔵文化財発掘届

文化財保護法第57条の2第1項の規定により、下記のとおり埋蔵文化財発掘届を提出します。

記

1 土木工事等しようとする土地の所在及び地番

2 土木工事等しようとする土地の面積 m^2

3 土木工事等しようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所

4 土木工事等しようとする土地に係る遺跡の書類、員数及び名称並びに現状

○ 遺跡の種類には、包蔵地、古墳、窯跡、洞穴等と記し、その主体となる時代＜先土器、縄文、弥生、古墳、奈良、平安、中世、近世＞を記入すること。

○ 現状には、その土地の地目等を記入すること。

5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要

6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所

8 当該土木工事等の着手時期

9 当該土木工事等の終了の予定時期

その他参考となるべき事項

○ 緊急の場合にはその理由を記入すること。

○ 過去の調査の経過、参考文献等があつたら記入すること。

（添付書類）

1 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図

2 当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

III 埋蔵文化財関係法規

1 文化財保護法〔抄〕

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号・最終改正昭和 50 年 7 月 1 日法律第 49 号)

第 1 章 総 則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(4) 豊づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

第 4 章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第 57 条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を令ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第 57 条の 2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、豊づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1 項の届出に係る発掘に必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第 57 条の 3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第 57 条の 6 [国の機関等の遺跡の発見に関する特例]において「国の機関等」と総称する。)が、前条第 1 項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当って、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知

をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前 2 項の場合を除き、第 1 項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前 4 項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 4 条第 2 項〔国有財産の所管換の意義〕に規定する各省庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第 57 条の 4 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に關し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第 57 条の 5 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により豊づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第 57 条第 1 項〔調査のための発掘に関する届出〕の規定による調査に當てて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3箇月を起えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第 2 項の命令は、第 1 項の届出があった日から起算して 1 箇月以内にしなければならない。

5 第 2 項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1 回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して 6 箇月を超えることとなってはならない。

6 第 2 項及び前項の期間を計算する場合においては、第 1 項の届出があった日から起算して第 2 項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第 1 項の届出がなされなかった場合においても、第 2 項及び第 5 項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第 2 項の措置を執った場合を除き、第 1 項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第 2 項の措置を執った場合を除き、第 1 項の届出がなされなかったときも、同様とする。

9 第 2 項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項まで〔損失補償額の決定・補償額の増額請求の訴え・訴えにおける国の被告〕の規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

- 第57条の6** 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第57条第1項〔調査のため発掘に関する届出〕又は第98条の2第1項〔地方公共団体による埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘の施行〕の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前4項の場合には、第57条の3第5項〔文部大臣を通じて行う各省庁の長に対する通知、協議又は勧告〕の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

- 第58条** 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第1項の場合には、第39条〔文化庁長官による国宝の修理等の施行の責任者・管理等の拒否等の禁止〕(同条第3項〔準用規定〕において準用する第32条の2第5項〔管理又は管理のため必要な措置を拒み、妨げ又は忌避することの禁止〕の規定を含む。)及び第41条〔政府の損失補償及び増額請求の訴え〕の規定を準用する。

- 第59条** 前条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(明治32年法律第87号)第13条〔埋蔵物〕で準用する同法第1条第1項〔遺失物拾得者の処置〕の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもって足りる。
- 2 前項の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第13条で準用する同法第1条第2項〔遺失物についての警察官署の処置〕の規定による公告をしなければならない。

(提出)

- 第60条** 遺失物法第13条〔埋蔵物〕で準用する同法第1条第1項〔遺失物拾得者の処置〕の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を文化庁長官に提出しなければならない。但し、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑定)

- 第61条** 前条の規定により物件が提出されたときは、文化庁長官は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑定しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

- 第62条** 第59条第1項〔発掘による文化財の発見の場合の文化庁長官の処置〕又は前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、文化庁長官は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

- 第63条** 第59条第1項〔発掘による文化財の発見の場合の文化庁長官の処置〕又は第61条第2項〔埋蔵物として提出された文化財の処置〕に規定する文化財でその所有者が判明しないものの所有者は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、且つ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 前2項の場合には、第41条第2項から第4項まで〔損失補償額の決定・補償額の増額請求の訴え・訴えにおける国の被告〕の規定を準用する。

(譲与等)

- 第64条** 政府は、前条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が前条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、前条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、前条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基き、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。
- (遺失物法の適用)

- 第65条** 埋蔵文化財については、この法律に特別の定のある場合の外、遺失物法第13条〔埋蔵物〕の規定の適用があるものとする。

第5章 史跡名勝天然記念物

(聴聞)

- 第85条** 文化庁長官が次に掲げる処分又は措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

- (6) 第57条第2項〔埋蔵文化財の発掘禁止・停止若しくは中止命令〕の規定による発掘の禁止又は中止命令

- (6)の2 第57条の5第2項〔遺跡の発見による土地の現状変更行為の停止又は禁止命令〕の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第5項〔調査期間の延長〕の規定によるこれらの命令の期間の延長

- (7) 第58条第1項〔文化庁長官の行う埋蔵文化財の発掘〕の規定による発掘の施行

- 2 文化庁長官は、前項の聴聞を行おうとするときは、前項各号に規定する処分又は措置を行おうとする理由、その処分又は措置の内容並びに聴聞の期日及び場所をその期日の10日前までに当該関係者に通告し、且つ、その処分又は措置の内容並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

- 3 聆聞においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は証明し、且つ、証拠を提出することができる。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞に応じなかったときは、文化庁長官は、聴聞を行わないで第1項に規定する処分又は措置をすることができる。
(国に関する特例)

第96条 文化庁長官は、第58条第1項〔文化庁長官による埋蔵文化財の発掘〕の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部大臣を通じ関係各省庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省庁の長が文部大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

(地方公共団体の事務)

第98条の2 地方公共団体は、文化庁長官が第58条第1項〔文化庁長官の行なう埋蔵文化財の発掘〕の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第 7 章 罰 則

(刑 罰)

第107条の3 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(2) 第57条の5第2項〔遺跡の発見による土地の現状変更行為の停止又は禁止命令〕の規定に違反して、文化庁長官の現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第107条の4 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(2) 第58条第3項〔文化庁長官の行う埋蔵文化財の発掘の施行についての準用〕(第101条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

(行 政 罰)

第110条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(6) 第57条第2項〔埋蔵文化財の発掘禁止・停止若しくは中止命令〕の規定に違反して、文化庁長官又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

第111条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(2) - 前略 - 第57条第1項〔調査のための発掘の届出〕、第57条の5第1項〔遺跡の発見に関する届出〕、- 中略 - の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2. 史跡、名勝、天然記念物および

埋蔵文化財包蔵地等の保護について

(昭和39年2月10日 文委記第14号)
(文化財保護委員会事務局長から建設省官房長その他あて依頼)

最近における土地開発等の公共事業の活発化にともない、史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護については、まことに憂慮すべきものがあり、国会でも埋蔵文化財保護の立場からしばしばとりあげられ、当委員会としても従来から関係各方面に対して、その保護について協力方を要請してきたところあります。

については、今後とも、貴管下各種事業の計画立案にあたっては、文化財保護法の趣旨を尊重され、史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について、下記により格別の御理解と御協力をお願いします。

また、このことについては、貴管下の出先機関に対しても御連絡のうえ、関係各都道府県および市町村の教育委員会とつねに密接な連絡をとられるよう御指示願います。

なお、このことについて大蔵省主計局長あて別紙写し(1)のとおり依頼しましたので御了知ください。

おって、日本道路公団においては、下記の趣旨を諒とされ、先般それに基づく「埋蔵文化財発掘調査要領」を別紙写し(2)のとおり定めましたので、御参考までに送付します。

記

貴事業計画地域内に、史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等が所在する場合には、当該計画の遂行に重大な支障を生ずるような計画変更を要することとなることがあるので、計画の立案および実施にあたっては、次の措置をとられたいこと。

(1) 史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等については、原則として当該計画から除外すること。ただし、そのことにより計画に重大な支障が生ずる箇所については、当委員会に対し事前協議を行なうこと。

(2) 事前協議の結果、当委員会が現状変更または埋蔵文化財包蔵地の発掘もやむを得ないと考えるものについては、文化財保護法による所定の許可申請等の手続きをとること。

(3) 上記(2)により現状変更が行なわれ、または滅失することとなるものについては、貴機関が、関係各都道府県教育委員会に委嘱して、事前発掘調査等を行ない、記録保存の措置をとること。

(4) 上記(3)に必要な経費は、当該事業関係予算に負担されたいこと。

別紙1、2(省略)

3 埋蔵文化財の取扱いについて

別 紙

(昭和47年12月4日文化第300号
県教育長から各市町村教育委員会教育長あて通知)

史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地の保護については、格別のご配意を願っているところであります。最近開発事業等の進展に伴って市町村所掌の埋蔵文化財の取扱い件数も増加の一途をたどっている現状と推察いたします。

ついては、これが早期にかつ積極的な事務処理を期されるようお願い申し上げます。

なお、事務執行については文化財保護関係法令は勿論、文化行政必携（本年4月27日配布済・要約抜き別添）等を充分熟知せられたい。

埋蔵文化財保護に関する事務執行方針

栃木県教育委員会事務局文化課

1 指定の促進

現行文化財保護法下において埋蔵文化財を護る最終的方途は指定による。従って将来にわたり、その保護・保存が必要適切と思料される地域・物件については国・県・市町村の早期指定を促進する。

2 県教委の保護行政事務の範囲

- イ 国指定のもので国の執行委託をうけたもの
- ロ 県指定のもの
- ハ 市町村指定又は未指定のもので当該市町村の固有事務執行に対する指導援助
- ニ 全県的な開発（東北新幹線等）および県営事業にかかる調査・保存事業

3 開発に対処する基本方針

- イ 開発側との事前協議の徹底
 - ロ 原則として文化財所在地域をさける。
 - ハ 事情によっては事業地域内に含めるが方途を講じて保存を図る。
 - ニ やむをえず破壊する場合は、開発事業施行前に発掘調査を行ない記録の保存をはかる。
- これに必要な経費は原因者負担の原則に従う。

4 大規模開発による埋蔵文化財の対策について

(昭和48年4月24日文化第116号
県教育長から各市町村教育委員会教育長あて通知)

埋蔵文化財の取り扱いについては昨年12月4日付文化第300号で通知し、事務執行についてお願いしましたが特に大規模開発の激増にともない、開発事業者との事前協議の徹底を図るために、別紙「大規模開発における埋蔵文化財保存の推進について」を参考され対策を講ぜられるようお願いします。

大規模開発における埋蔵文化財保存の推進について

1 大規模開発事業指導要綱による事前協議の徹底

主として民間開発事業者が工業、住宅、レクリエーション等の用に供する目的で行なう土地の区画、形質を変更する事業を行なう場合、その内容が関係諸法令等に適合するかどうかを検討し適切な開発を指導するため、昭和47年10月11日、栃木県公報号外第94号により大規模開発事業指導要綱が定められた。

その中で文化財保護に関することも規制対象になっており、その具体的すすめ方については、つぎにより開発側との事前協議を図り、文化財の保存に努められたい。

(1) 開発事業者が開発計画書を市町村に提出し、当該市町村長の意見を添えて県に協議することになっているが（開発規模が10ヘクタール未満のものは報告）、市町村開発担当部局との連絡を密にし、事業者から計画書（情報）が提出された時点で文化財所在の確認をし、該当する場合はその処置について開発事業者と「開発に対処する方針」に則って協議し、その結果を市町村長の意見として提出されたい。

(2) 土地開発規模が10ヘクタール未満の開発については、市町村長の判断で適否が決定されるので文化財の協議および処置については特に留意されたい。

2 ゴルフ場等の開発事業に対する指導

栃木県ゴルフ場等の開発事業に関する指導要領（48.3.28 県土地利用対策委員会決定）に基づく文化財保存についての指導基準はつぎのとおりである。

- (1) 現に確認されている文化財は、原則として現状のまま保存するものとする。
- (2) 文化財を保護するため、その周辺部におおむね20メートル以上の樹林帯を保存するものとする。
- (3) 文化財を参観するものが自由に参観できるような歩道及び標識を設置するものとする。

3 文化財所在の確認

(1) 文化財所在の確認は開発区域位置図（1/25,000以上）により周知の埋蔵文化財の所在の有無について確認し、計画地域内またはその周辺地域に所在する場合は更に地域の考古学研究者あるいは文化財専門委員の協力を求め、現地調査を実施して確認すること。

(2) 遺跡の所在等について疑問または不明な点が生じた場合は県文化課に連絡し、上記の確認すること。

（現地調査の場合は派遣申請を提出）

4 大規模開発事業事務手続表

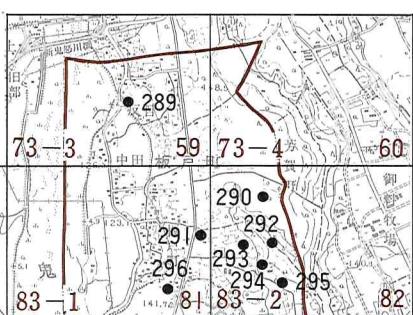
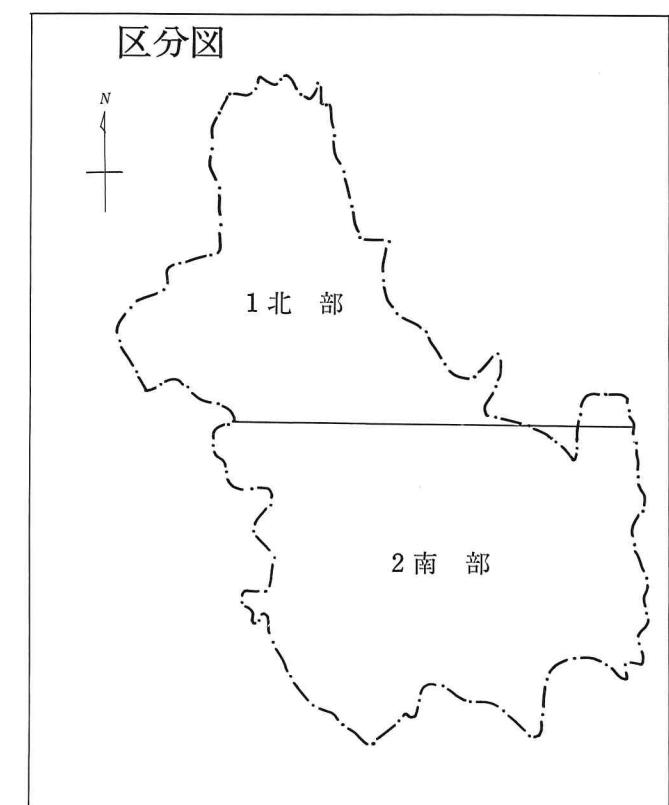
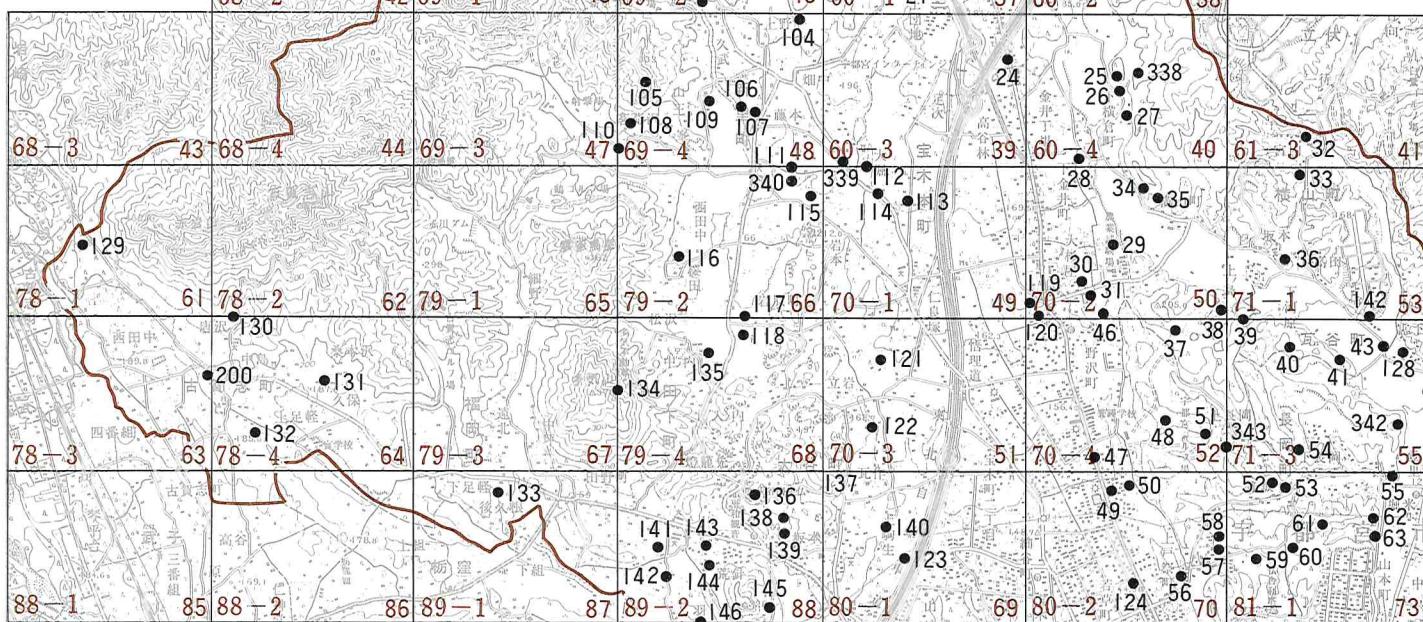
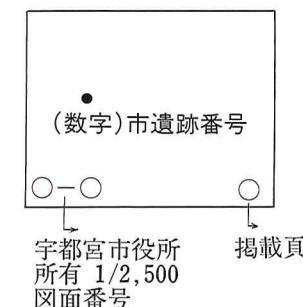
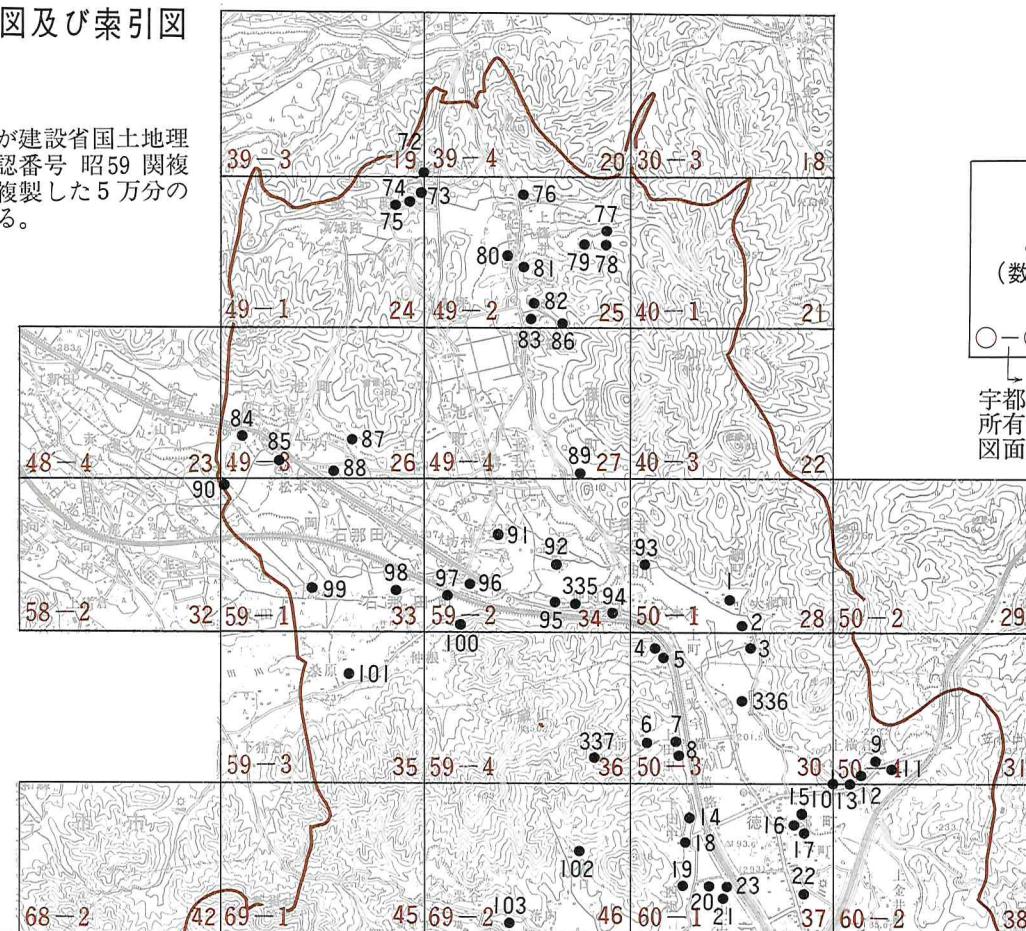
（省略）

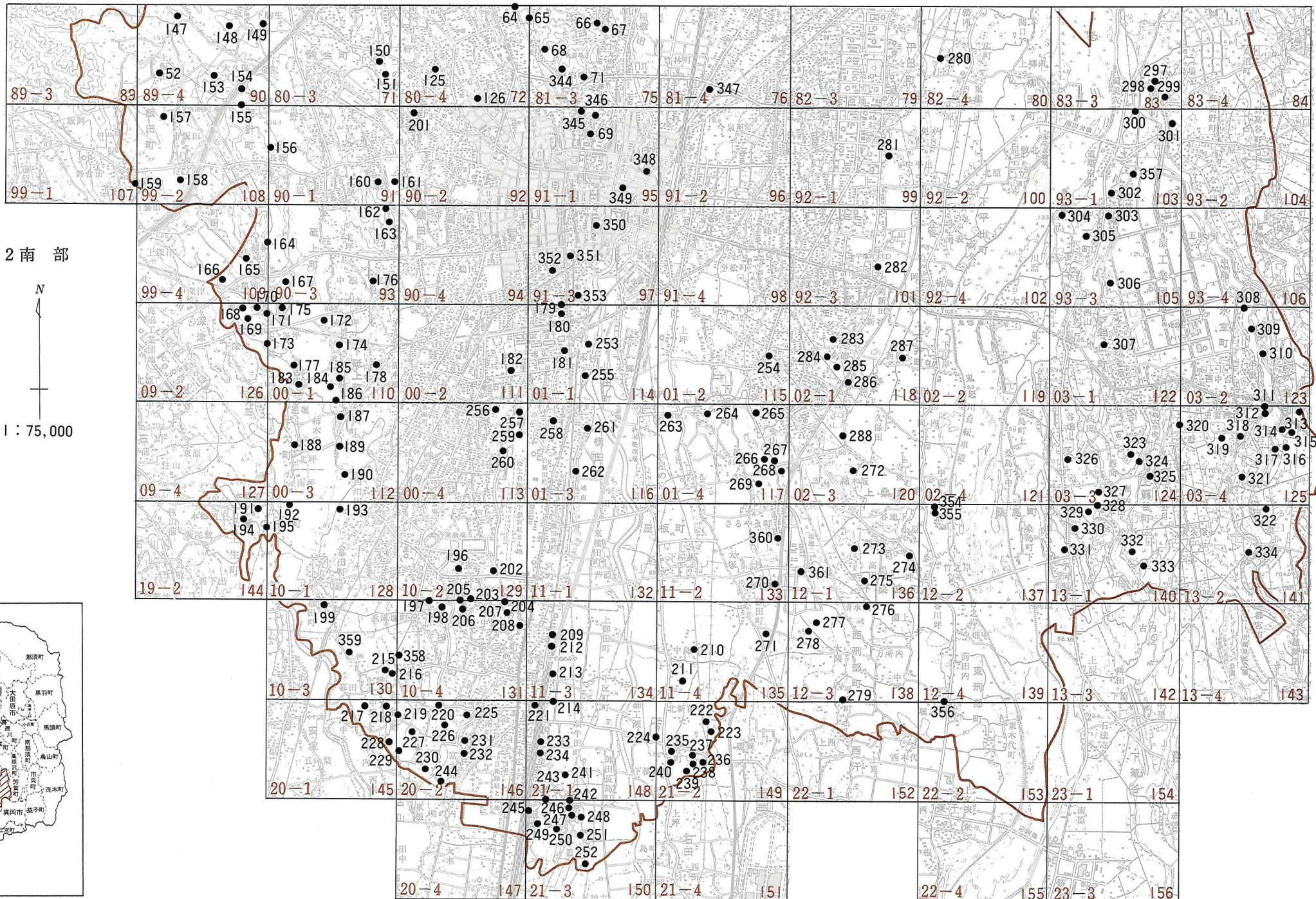
IV 遺跡地所在全図及び索引図

*本図は宇都宮市が建設省国土地理院長の承認（承認番号 昭59 関複第239号）を得て複製した5万分の1の地形図である。

1 北 部

N
1 : 75,000





V 遺跡地所在分布図

1 目 次

(1) 30-3		(24) 61-3 宮内坪裏山遺跡	41
(2) 39-3 溜山下遺跡		(25) 68-2	42
(3) 39-4 溜山下遺跡		(26) 68-3	43
(4) 40-1		(27) 68-4	44
(5) 40-3		18 (28) 69-1	45
(6) 48-4		19 (29) 69-2 天王寺遺跡・柿の上遺跡	46
(7) 49-1 溜山下遺跡・万城路古墳群・中居遺跡・先道路遺跡	24	20 (30) 69-3 安五郎内遺跡	47
(8) 49-2 溜山下遺跡・内出遺跡・金山遺跡・中峰遺跡・上篠井高尾神社南遺 跡・寿福院跡・久保遺跡・中坪遺跡・加波山北遺跡・篠井金山跡	25	21 (31) 69-4 番中遺跡・雨乞山遺跡・坂下遺跡・二ヶ山遺跡・茗荷沢遺跡・ 岡崎遺跡・安五郎内遺跡・藤本館跡	48
(9) 49-3 上小池一里塚・上小池古墳群・龍興寺跡・下ノ内遺跡	26	22 (32) 70-1 大堀館跡1号・大堀高塚群・大堀館跡2号	49
(10) 49-4 曲坂遺跡	27	23 (33) 70-2 野沢北遺跡・野沢遺跡・野沢石塚遺跡・寺山供養塚群・星の宮神社 裏遺跡・桜畠遺跡・野沢向内遺跡・西沢高塚群・御殿場遺跡	50
(11) 50-1 大網西の内遺跡・大網堂峯遺跡・柳町遺跡	28	24 (34) 70-3 仁良塚遺跡・源道寺遺跡	51
(12) 50-2	29	25 (35) 70-4 大久保牛塚・上戸祭一里塚・宇都宮ゴルフ場遺跡・道半塚供養塚群 ・権現山供養塚群	52
(13) 50-3 大網導専内遺跡・牛沢古墳・安養院跡・門前遺跡・堀の内城跡・ 田中堀の内遺跡・岡平遺跡・宝木用水堰	30	26 (36) 71-1 念仏塚遺跡・千貫坊遺跡・欠の上遺跡・曾理部羅遺跡	53
(14) 50-4 屋敷裏遺跡・岡平遺跡・向前遺跡・高谷内遺跡・延命寺跡	31	27 (37) 71-2	54
(15) 58-2 原遺跡	32	28 (38) 71-3 欠の上遺跡・瓦塚日満北久保遺跡・立野高塚群・曾理部羅遺跡・ 上の台遺跡・北山古墳群・関堀土用地遺跡・瓦塚古墳群・北ノ館跡 ・谷口山権現南供養群	55
(16) 59-1 原遺跡・岡坪遺跡・原供養塚	33	29 (39) 71-4 北山古墳群・関堀土用地遺跡・戸用地遺跡・川俣大塚古墳	56
(17) 59-2 林業センター内遺跡・古河遺跡・六本木一里塚・仲内遺跡・ 坊村遺跡・石那田遺跡・仲根供養塚・電気堀跡	34	30 (40) 72-1	57
(18) 59-3 桑原遺跡	35	31 (41) 72-3	58
(19) 59-4 妙哲禪師の墓	36	32 (42) 73-3 古坂峯高塚	59
(20) 60-1 岡平遺跡・田中山口遺跡・御城山遺跡・御城山古墳群・徳次郎城跡 ・田中定済遺跡・西根遺跡・鎌堀館跡・中妻遺跡・東原遺跡・中妻 寺跡	37	33 (43) 73-4	60
(21) 60-2 岡平遺跡・延命寺跡	38	34 (44) 78-1 稲荷後遺跡	61
(22) 60-3 高谷林一里塚・大堀館跡1号・大堀供養塚群	39	35 (45) 78-2 入唐沢遺跡	62
(23) 60-4 下横倉城跡・下横倉遺跡・下横倉寺跡・下金井遺跡・下横倉念仏塚 古墳	40	36 (46) 78-3 権現山高塚群	63
		37 (47) 78-4 入唐沢遺跡・寺東遺跡・前原遺跡	64
		38 (48) 79-1	65
		39 (49) 79-2 藤本館跡・御経塚・白岡遺跡・長林寺北遺跡・滝明寺跡	66
		40 (50) 79-3 多氣城跡	67
		41 (51) 79-4 長林寺北遺跡・岩原神社西遺跡・多氣城跡・佐宗前遺跡・瓦作古墳群	68

おしどり塚

(52) 80-1	山崎古墳群・外和田高塚群	69	(79) 91-2	96	
(53) 80-2	北原遺跡・上戸祭中ノ島遺跡・三本松遺跡・大塚古墳・大ジノ古墳 群・根河原瓦窯跡群・妙吉原	70	(80) 91-3	不動前3丁目遺跡・宇都宮城跡・戸田氏の墓所・蒲生君平勅旌碑・ 旭陵遺跡	97
(54) 80-3	御城跡高塚群・中丸北原遺跡	71	(81) 91-4	98	
(55) 80-4	根河原瓦窯跡群・水道山瓦窯跡群・宝木古墳・和尚塚	72	(82) 92-1	免の内台古墳	99
(56) 81-1	百穴裏遺跡・長岡百穴・谷口山古墳群・松ヶ丘遺跡・長山供養塚群 ・前坂供養塚群・姥ヶ入供養塚群・田向遺跡	73	(83) 92-2	100	
(57) 81-2	堀之内遺跡・戸用地遺跡	74	(84) 92-3	山下台高塚群	101
(58) 81-3	水道山瓦窯跡群・入畠窯跡群・払面遺跡・山本山古墳群・戸祭兎田 遺跡・戸祭山兜塚古墳群	75	(85) 92-4	102	
(59) 81-4	御上人塚	76	(86) 93-1	満美穴古墳群・赤高地遺跡・同慶寺館跡・どづか高塚	103
(60) 82-1		77	(87) 93-2	104	
(61) 82-2		78	(88) 93-3	竹下浅間山古墳・飛山城跡・竹下遺跡・千波ケ原遺跡	105
(62) 82-3		79	(89) 93-4	氷室中の島遺跡	106
(63) 82-4	平出城跡	80	(90) 99-1	筒花高塚群	107
(64) 83-1	板戸愛宕塚古墳群・日陰坂上古墳群	81	(91) 99-2	台耕上遺跡・長坂天王寺遺跡・宝性寺跡・高田遺跡	108
(65) 83-2	中丸遺跡・山田遺跡・不動上供養塚・不動山古墳群・不動遺跡	82	(92) 99-3	上欠団地遺跡・初網遺跡・高尾神遺跡	109
(66) 83-3	鎮守林西遺跡・淡路城跡・向原遺跡	83	(93) 00-1	植の内古墳・聖山公園遺跡・宿坪遺跡・稻荷古墳群・根古屋遺跡・ 並塚遺跡・犬飼城跡・主計内遺跡・下砥上愛宕塚古墳・ひのき内遺跡	110
(67) 83-4		84	(94) 00-2	ガンセンター東遺跡	111
(68) 88-1		85	(95) 00-3	ひのき内遺跡・下砥上古墳群・下欠北原遺跡・下砥上下の内遺跡	112
(69) 88-2		86		西の内遺跡	
(70) 89-1	日吉遺跡・多氣城跡	87	(96) 00-4	雷電山遺跡・並松遺跡・閑道遺跡・おしめ尽遺跡	113
(71) 89-2	大谷寺洞穴遺跡・瓦作古墳群・坂本高塚群・羽黒古墳・向山根遺跡 ・境木遺跡・漆久保遺跡・梅林遺跡・上の原遺跡・宗円塚古墳群	88	(97) 01-1	不動前3丁目遺跡・不動前5丁目遺跡・陽南1丁目遺跡・ 本村上野遺跡・西原境遺跡	114
(72) 89-3		89	(98) 01-2	十ヶ屋敷遺跡	115
(73) 89-4	宗円塚古墳群・羽下薬師堂裏古墳・上の原古墳群・中城跡・ 荒針高塚群・サルボ山高塚群・大久保遺跡・台耕上遺跡	90	(99) 01-3	江曽島北原遺跡・大山祇神社古墳・大房林遺跡	116
			(100) 01-4	下栗大塚古墳群・大塚神社古墳群・追金仏遺跡・大久保台山遺跡・ 天王山古墳群・東原古墳・さるやま城遺跡	117
(74) 90-1	長坂天王寺遺跡・鶴田中原遺跡・羽黒下団地遺跡	91			
(75) 90-2	鶴田西の宮遺跡	92	(101) 02-1	三日月神社古墳・三日月神社南古墳群・久部浅間山古墳・ 久部愛宕塚古墳群・石井城跡	118
(76) 90-3	長峰遺跡・亀が窪古墳群・上欠団地遺跡・富士山台遺跡・觀音塚古墳	93			
(77) 90-4		94	(102) 02-2		119
(78) 91-1	御藏山古墳・祥雲寺境内古墳・宇都宮タワー前古墳・樋爪氏の墓・	95	(103) 02-3	柿木坂遺跡・石井久保田古墳群	120

(104) 02-4	121	士見向山遺跡	
(105) 03-1 鎧山東原遺跡	122	(130) 20-4 富士見向山遺跡・西の前遺跡	147
(106) 03-2 氷室中の島遺跡・免の内遺跡・臼内遺跡	123	(131) 21-1 牛塚東遺跡・牛塚古墳・双子塚古墳・宇都宮機器南遺跡・多功神塚	148
(107) 03-3 千波稻荷神社古墳・中極高塚群・東田遺跡・シドミ久保遺跡・ 西原庚申塚群・上籠谷笹塚古墳・西向遺跡	124	古墳群・権現山北遺跡・権現山古墳群・茂原北原遺跡	
(108) 03-4 大杉神社古墳・中台西遺跡・氷室中妻遺跡・中台東古墳・東中台遺 跡・土堂塚・中台遺跡・中台高塚・おひじり塚古墳・小松原遺跡	125	(132) 21-2 桜稻荷古墳・杉村遺跡・双子塚古墳・笹塚古墳・車塚古墳群・ 原古墳群・権現塚古墳群・松の塚古墳・鶴舞塚古墳	149
(109) 09-2 亀岡坪遺跡・沓掛遺跡・亀岡前古墳群・定使古墳・聖山公園遺跡	126	(133) 21-3 権現山古墳群・茂原北原遺跡・西の前遺跡・大日塚古墳・愛宕塚古 墳群・愛宕塚東遺跡・前畠遺跡・小蓋遺跡・江面遺跡・ 上神主廃寺跡	150
(110) 09-4	127		
(111) 10-1 亀塚古墳・辻の内遺跡・廐久保遺跡	128	(134) 21-4	151
(112) 10-2 塚山古墳群・旭ヶ丘団地北遺跡・陽南市場南遺跡・若松原遺跡・ 一向寺別院付近遺跡・二軒屋遺跡	129	(135) 22-1 平塚原根岸遺跡	152
(113) 10-3 樋口城跡・上坪遺跡・上坪新田遺跡・針ヶ谷新田古墳群・ 幕田古墳群	130	(136) 22-2 刑部城跡	153
(114) 10-4 旭ヶ丘団地北遺跡・旭ヶ丘団地遺跡・一向寺別院付近遺跡・二軒屋 遺跡・西原北遺跡・留西遺跡・十里木古墳・針ヶ谷新田古墳群	131	(137) 23-1	154
(115) 11-1	132	(138) 22-4	155
(116) 11-2 南原古墳・猿山遺跡	133	(139) 23-3	156
(117) 11-3 綾女塚古墳・雀宮東浦遺跡・雀宮駅東遺跡・牛塚東遺跡	134		
(118) 11-4 赤沢高塚群・芋内遺跡・西刑部西原遺跡	135		
(119) 12-1 根本西台古墳群・根本遺跡・飯塚古墳・瑞穂野団地遺跡	136		
(120) 12-2 小原高尾神社古墳・桑島城跡	137		
(121) 12-3 飯塚山古墳・大関台遺跡・大関高塚群・平塚原根岸遺跡	138		
(122) 12-4 刑部城跡	139		
(123) 13-1 西向遺跡・上籠谷和尚塚・小泉庚申塚群・下西原遺跡・下上遺跡・ 無宗古墳群	140		
(124) 13-2 妙音寺高塚群・星の宮遺跡	141		
(125) 13-3	142		
(126) 13-4	143		
(127) 19-2 大明神遺跡・萩山遺跡・廐久保遺跡	144		
(128) 20-1 熊野神社南遺跡・立海道遺跡・見明遺跡・並木遺跡・三ツ矢遺跡	145		
(129) 20-2 見明遺跡・二子塚古墳・天狗原雀宮中前遺跡・島の前遺跡・赤岩遺 跡・三ツ矢遺跡・石川坪遺跡・赤土山遺跡・富士見団地北遺跡・富	146		